

環境影響評価審査書

101 箱根町一般廃棄物最終処分場整備事業

I 総括事項

箱根町一般廃棄物最終処分場整備事業（以下「本件事業」という。）は、足柄下郡箱根町畑宿字二会平334-3他の3.89ヘクタールの敷地に、同町内から発生する一般廃棄物を埋立処分するため、埋立容量4万9千立方メートルの最終処分場を建設しようとするものである。

実施区域を含む箱根町は、富士火山脈に属する箱根火山によって形成された複式火山帯に位置しており、実施区域は標高730～780メートルで、南側は二子山があり、北側は須雲川支流の大沢が流れ、西側は同町のごみ焼却施設である「箱根町美化センター」及び既存の最終処分場に近接している。また、実施区域は富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域内に位置し、現況は植林地であるとはいえ、実施区域の周辺には豊かな自然環境が存在している。

本件事業は、このような実施区域において、箱根町美化センターから排出される焼却残渣及び飛灰固化物等を埋め立てるための最終処分場を建設する計画であり、そこから生ずる浸出水による地下水等の汚染防止や埋立終了後を含めた施設の適切な維持管理の徹底が不可欠となっている。

したがって、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き、環境の保全に努める必要がある。

- 本件事業の実施に当たっては、実施区域周辺の生態系への影響を極力軽減するよう十分に配慮する必要がある。
- 当該処分場の設置及び維持管理に関しては、実施区域周辺の環境への影響を可能な限り軽減するために、科学の進歩に対応した最新技術を駆使することなどにより積極的な環境保全対策を講ずる必要がある。
- ダイオキシン類に関しては、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準等や他法令の基準が設定されたことに伴い、これらの内容を踏まえることはもとより環境保全の見地から、なお一層の対応を図る必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響予測評価書案に係る各評価項目等についての個別的な審査結果は次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁

(1) シャ水施設の安全対策について

シャ水シートは、底面、法面とも2重シートとし、シャ水シートの材質等については、過去の実績等を考慮して決定するとしている。

しかしながら、シャ水シートは地下水汚染の防止等の観点から重要なものであることから、このシャ水シートの強度や耐久性など材質を具体的に検討するとともに、施工時の破損防止対策についても併せて検討すること。

また、シャ水シートの破損確認のために設置する漏水検知システムについては、各種の検知方式があることから、それぞれの特性等を具体的に検討したうえでシステムを選定するとともに、供用開始後における異常検知時の対応方策についても明らかにすること。

(2) 浸出水処理施設の管理方法について

浸出水処理施設の処理工程は、凝集沈殿、生物処理及び高度処理（砂ろ過、活性炭吸着及びキレート吸着）とし、キレート吸着は放流水のモニタリングにおいて重金属が基準値を超えて検出された場合に再処理の工程として取り入れるとしているが、この重金属の適切なモニタリング頻度について検討すること。

また、埋立終了後における浸出水処理施設の管理方法についても併せて検討すること。

2 水象

地下水位については、平成10年10月及び11月の各月に10地点で調査を行い地下水を確認できなかったとしているが、梅雨期等の多降雨時においても地下水の上昇によるしゃ水施設等に対する影響を確認するため、地下水位の状況について追加調査を実施すること。

3 植物・動物・生態系

(1) 跡地利用計画について

跡地利用計画としては、実施区域周辺の本来の自然植生を基に、森林を生かした広場として整備を行い、ハイキング等による利用を積極的に図るとしているが、跡地利用計画図では幅員4メートルの管理用道路が配置されているため、この必要性を明らかにしたうえで、できる限り縮小するなど周辺自然環境への影響を軽減すること。

また、跡地利用計画における樹種の選定に当たっては、潜在的な自然植生に十分配慮した植栽計画を明らかにするとともに、発生ガスの影響を受け易い指標性植物をモニタリングに活用することについて併せて検討すること。

(2) 事後調査について

植物、動物及び水生生物の事後調査は、工事完了時及び工事完了5年目に生育生息状況を調査するとしているが、事後調査の項目毎に、時期や地点などを具体的に明らかにしたうえで、事後調査方法の妥当性について検討すること。

4 レクリエーション資源

実施区域及びその隣接地域には、レクリエーション資源若しくはレクリエーション地域としての利用はないとしているが、跡地利用計画の中でハイキング等による利用を積極的に図ることから、周辺レクリエーション資源との関係を明らかにしたうえで、ハイキングコースなどを含めた新たなレクリエーション資源の創出とその資質の向上について検討すること。

5 その他

(1) ダイオキシン類のモニタリングについて

事後調査として、大気汚染に関するダイオキシン類のモニタリングを実施するとしているが、処理水の放流先及び実施区域周辺の土壌に関しても、ダイオキシン類のモニタリングを実施することとし、その内容を具体的に明らかにすること。

(2) 維持管理について

ア 維持管理計画等

本事業に係る最終処分場の管理は、埋立ごみの管理、埋立作業の管理、埋立ごみ層の管理、施設の管理及びその他の管理に大別されるとしているが、これらに関して、維持管理計画の具体的な内容を明らかにするとともに、維持管理マニュアルの作成について検討すること。

また、漏水検知や地震発生時等における危機管理として、初動体制や周辺の住民等に対する連絡体制についても十分検討すること。

イ 記録の保存、公開等

維持管理計画に基づき実施された各種の維持管理項目に関する記録の作成及び保存並びにこれら記録の住民等への公開について具体的に明らかにすること。

(3) 廃棄物について

本件事業の実施に伴い発生する伐採樹木等については、再利用や適切な処理により周辺への影響はほとんどないとしているが、伐採樹木及び伐採・除根される樹木の根・枝葉の量を明らかにしたうえで、廃棄物の発生抑制を図る観点から、伐採樹木等を極力有効に利用すること。